

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月19日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 柘植 紳二郎

### 1 工事概要

- (1) 工事名 留萌港湾合同庁舎改修 2 2 建築その他工事  
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 北海道留萌市
- (3) 工事内容 本工事は、既存庁舎の改修を行う工事である。  
建物用途 庁舎  
構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階 塔屋1階  
建物規模 延べ面積 1,805 m<sup>2</sup>  
改修内容 屋根防水改修、外壁改修、建具改修、給排水設備の改設、他
- (4) 工期 工事の始期から326日間  
(但し、工事の始期は、令和5年3月31日までの間で設定すること。)  
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- (5) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）提出の際に、申請書、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の試行工事である。
- (7) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事に該当する場合、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。
- (8) 本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。  
予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。  
なお、提出を求める項目は直接工事費のうち、鉄筋加工組立、型枠、コンクリート打設手間、あと施工アンカー、舗装工事、内装撤去、既存塗膜の除去、複層塗材とする。
- (9) 欠番
- (10) 本工事は、予定価格が1億円以上の場合において、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。
- (11) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (12) 欠番
- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（入札説明書参照。）。
- (14) 遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等について  
本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。

- (15) 遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等について  
本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である（入札説明書参照。）。
- (16) 現場代理人の常駐義務の緩和  
現場代理人の工事現場における常駐義務は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等について、一定の要件の下で緩和される（入札説明書参照。）。
- (17) 本工事は、発注者に提出する工事書類の簡素化を図る工事である。
- (18) 本工事は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事成績を評価する試行工事である（入札説明書参照。）。
- (19) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の対象工事である。また、本工事の予定価格は、4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に労務費を補正して作成している。詳細は現場説明書「工事における週休2日の促進について」による。
- (20) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。
- (21) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (22) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「建築」に係るB等級（格付特例B等級を含む）又はC等級（格付特例C等級を含む）の一般競争参加資格の決定を受けていること。また、経常建設共同企業体として参加する場合は、B等級の決定を受けていること。  
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 企業は、平成19年度から資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した次のア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれか1社がア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有することとし、その他の構成員はウの基準を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（アからウについては、公共・民間工事を問わない。）。
- ただし、請負代金額が500万円未満の工事における施工実績は含まないものとする。  
なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- また、当該施工実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

ア より同種性の高い工事

- ・新築、増築<sup>注1</sup>、屋根防水改修<sup>注2</sup>又は外壁改修<sup>注2</sup>を含む工事

- (ア) 建物用途 戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
- (イ) 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
- (ウ) 工事規模 新築、増築の場合は、延べ面積 400 m<sup>2</sup>以上  
（増築の場合は、増築部分の延べ面積）  
改修の場合は、屋根防水改修面積<sup>注3</sup>200 m<sup>2</sup>以上  
又は外壁改修面積<sup>注3</sup>500 m<sup>2</sup>以上
- (エ) 階数 地上2階以上

イ 同種工事1

- ・新築、増築<sup>注1</sup>、屋根防水改修<sup>注2</sup>又は外壁改修<sup>注2</sup>を含む工事

- (ア) 建物用途 戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
- (イ) 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
- (ウ) 工事規模 新築、増築の場合は、延べ面積 100 m<sup>2</sup>以上  
（増築の場合は、増築部分の延べ面積）  
改修の場合は、問わない
- (エ) 階数 問わない

ウ 同種工事2

- ・新築、増築<sup>注1</sup>、屋根防水改修<sup>注2</sup>又は外壁改修<sup>注2</sup>を含む工事

- (ア) 建物用途 戸建住宅、倉庫及び車庫を除く用途
- (イ) 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブを除く）
- (ウ) 工事規模 問わない
- (エ) 階数 問わない

注1 新築、増築とは、躯体及び仕上を含む建築一式工事とする。

注2 屋根防水改修とは、建築物の屋根防水改修（屋根葺き改修又はシーリングのみの改修は除く）とする。

外壁改修とは、建築物の外壁改修（塗装のみの改修は除く）とする。

注3 改修面積とは、建物1棟（渡り廊下等で接続した建物は、それらを1棟と見なす）当たりの改修面積の合計とする。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。

なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、工事の始期までに本工事に配置できること。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条に示す金額に満たない場合は専任義務は生じない。また、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間等については、工事現場への専任を要しない（入札説明書参照。）。

なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

ア 1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のうちいずれかの1社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。また、すべての構成員が主任技術者を配置する場合は代表となる主任技術者。）が1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者を配置することとし、他の構成員の主任技術者は、2級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有するものとする。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認めた者とする。

イ 平成19年度から資料の提出期限までに完成し、引渡が完了した(4)ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験（公共・民間工事を問わない。以下同じ。）を有すること。経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社の主任技術者（建設業法上、監理技術者の配置が必要な場合は監理技術者。すべての構成員が主任技術者を配置する場合は、代表となる主任技術者。）が、(4)ア又はイの基準を満たす工事を元請として施工した工事経験を有することとし、他の配置技術者の工事経験は問わない。

ただし、請負代金額が500万円未満の工事における工事経験は含まないものとする。

なお、共同企業体の構成員としての工事経験は出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、当該工事経験が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るもの又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものである場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

(9) 北海道内に本工事を施工するために必要な建設業許可を受けている本店、支店又は営業所が存在すること（経常建設共同企業体の場合は、全構成員が存在すること。）。

(10) 北海道開発局が発注した工事区分「建築」に係る工事のうち、令和2年度から令和3年度に完成したのものがある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上（経常建設共同企業体の場合は、全構成員の平均点で65点以上。）あること。この実績がない場合は、さらに2年度遡った平均点が65点以上であること。

なお、受注実績がない場合については、工事成績評定点を65点とする。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認める。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

#### (1) 総合評価の方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式である。

ア 入札説明書に示した競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 資料に示された実績により最高43点の「加算点」を与える。

評価項目は次のとおり。

(ア) 企業の施工能力に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ) 賃上げの実施を表明した企業等に関する事項

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 総合評価は上記アからウにより得られた「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件、入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。「標準点」に「加算点」及び「施工体制評価点」を加えた点数をその入札価格で除して評価値を算出する。評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らない者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局・担当者

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎  
北海道開発局営繕部営繕管理課契約係  
電話 011-709-2311（内線 5714）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和4年12月19日から令和5年2月13日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、9時00分から18時00分（最終日は、入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。

ただし、紙入札により参加を希望する場合は、入札説明書を記録するためのCD-R及び返信用封筒（表に申請者の郵便番号、住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金に相当する切手を貼った角形2号封筒とする。）を同封し、下記に簡易書留又は託送（簡易書留と同等のものに限る。）により申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

ア 交付日時 上記に同じ

イ 申込先 上記(1)に同じ

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

申請書及び資料は、令和4年12月19日から令和5年1月17日までの休日を除く毎日9時00分から17時15分（ただし、最終日は14時00分）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により上記(1)へ提出すること。

(4) 欠番

(5) 欠番

(6) 積算に反映させるための見積書及び根拠資料の提出期間、提出先及び提出方法

見積書及び根拠資料は、令和4年12月19日から令和5年2月2日までの休日を除く毎日9時00分から17時15分（ただし、最終日は14時00分。）までに、次のメールアドレスに宛てて提出すること（入札説明書参照。）。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)へ持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

メールアドレス：hkd-ky-eizenkanri@mlit.go.jp

(7) 欠番

(8) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書（工事費内訳書を含む。）は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

- ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和5年2月13日12時00分。  
イ 持参、郵送又は託送による入札の受領期限は、令和5年2月13日12時00分。提出先は、北海道開発局 営繕部営繕管理課 契約係。  
開札は、令和5年2月16日10時00分北海道開発局 営繕部入札執行室にて行う。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金 免除
  - イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行札幌支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁北海道開発局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁北海道開発局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 競争参加資格の地域要件又は総合評価に関する事項において、支店又は営業所（以下「営業所等」という。）を設定している工事について、営業所等が所在することにより競争参加資格を有した者又は総合評価に関する事項において評価された者に対して、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。  
なお、建設業法上、営業所等の専任技術者は、所属営業所等に常勤していることが原則であることから、提出された資料を基に、建設業許可行政庁に照会することがある。
- (5) 開札後に施工体制の確認に関してヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (7) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (9) 本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。
- (10) 契約書作成の要否 要。  
本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。  
なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (11) 欠番
- (12) 総合評価に関し、受注者の責めにより、評価内容を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点する。
- (13) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該

資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (15) 詳細は入札説明書による。